

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 18日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） ・東京都港区台場二丁目3番3号 ・京都府長岡京市調子三丁目1番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） サントリー(株) 代表取締役社長 鳥井 信宏 サントリー(株) 京都ビール工場 代理人 工場長 角井 達文			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	25 台	2 台	2 台	35 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	20 台	3 台	0 台	20 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	72	キログラム	41	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	1149	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロン使用機器一覧表を作成すると共に、機器毎により簡易点検、定期点検の周期を定め、それを保全カレンダーにより管理、運用している。機器毎の点検チェックシートを作成し、それに基づいた点検を行っている。			
	廃棄時	第一種特定製品に関わらず、機器の廃棄時には当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼している。冷媒用代替フロン使用機器一覧表へ反映させると共に長岡京市役所への届出を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	定めた周期での確実に点検を行なう。冷凍機器類のある部屋には常時監視用のフロン濃度計を設置し、万が一漏洩した場合にすぐに気が付けるようになっている。また、濃度計の定期校正を保全カレンダーにて管理、運用している。			
	廃棄時	機器の廃棄や冷媒廃棄が発生した際は破壊証明書を必ず受領し、用紙を記録に残す。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	R22使用空調機に関して中期計画にて新冷媒への機器更新を立案し、2022年に実施済みで2023年にも実施した。大型冷凍機に関しても中期計画にて新冷媒への機器更新を立案し、2022年に実施済みで、2023にも実施した。24年以降でも更新計画を立案してあり予算化して対応していく予定である（2029年更新予定）。				
特記事項	特に無し				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。